

大田区基本構想審議会顧問設置要綱

平成 19 年 8 月 14 日
19 経企発第 10199 号区長決定

(設置)

第 1 条 大田区基本構想審議会条例（平成 19 年条例第 44 号。以下「条例」という。）に基づき設置する大田区基本構想審議会（以下「審議会」という。）における調査審議に関し、必要な助言及び協力を求めるため、審議会に顧問を置くことができる。

(組織)

第 2 条 顧問は、区長が委嘱する。

2 顧問は、審議会の委員を兼ねることができないものとする。

(担当事務)

第 3 条 顧問は、審議会の会長（以下「会長」という。）が招集する会議に出席し、調査審議に関する助言及び協力を行うものとする。

(委任)

第 4 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、条例第 2 条の規定による答申の日限り、その効力を失う。